

各クラブ様

栃木県ソフトテニス連盟
会員登録担当

会員登録に関するお願い

会員登録の手続きについては、平成 17 年度からシステム化され、個別のクラブで登録が出来る状況となりましたが、県連盟側で正確な会員情報を把握できない事例が出る可能性がありますので、以下のことについて各クラブのご協力をお願いいたします。

記

1. 年度の途中で移籍登録者が出た場合

その年度（4月1日から次の年の3月31日）の途中で、他のクラブへ移籍するメンバーが出た場合、その都度「県連盟」へ移籍メンバーの連絡をお願いします。

（移籍メンバー連絡票（帳票5）により連絡をお願いします。）

（注）移籍とは、その年度に他の団体で登録済み（登録料支払い済み）の人が、年度内に他の団体へ移籍することを言う。なおこの場合他県から移籍の場合、県連盟への登録料の支払いが発生することがあります。）

2. 年度の途中で追加メンバーが出た場合

帳票④により追加メンバーを連絡願います。（Faxでも可）

その都度無くても可（ただし、県連盟へ代行登録依頼している団体は、その都度連絡願います。）

なお、追加メンバーの**最終登録日は当該年度の2月最終日**とします。

（当該年度の登録メンバーのデータの収集を、3月初めから実施するため）

3. 年度の途中で団体情報の「管理者情報」の内容に変更が生じた場合

「会員登録申請書」（帳票①）に、変更部分を記載の上「県連盟」へ連絡願います。

（都度連絡願います。）

4. 団体名称を変更する場合

団体名を何らかの理由で、変更をしなければならない場合、日本連盟指定の「団体名称変更依頼書」に必要事項を記載の上「県連盟」へ、送付願います。

（Faxでも可）

5. その他

5.1 会員証の変更について

(1) フリガナの間違いが発見された場合

日本連盟指定の「会員証再発行依頼書」（フリガナミス）に、必要事項を記載の上「県連盟」へ「会員証」を同封の上送付願います。

(2) 姓が変わった場合

日本連盟指定の「会員証再発行依頼書」（フリガナミス用）に、必要事項を記載し、さらに空白部分に「姓」変更と記載の上「県連盟」へ「会員証」を同封のうえ送付願います。

(以上(1)(2)の件名については、**無償交換**となります。会員証の同封を忘れずに願います。)

(3) 会員証を紛失・破損し再発行をする場合

日本連盟指定の「会員証再発行依頼書」（紛失・破損用）に必要事項を記載の上同用紙を「県連盟」へ送付願います。(Faxでも可)

此の手続きは**有償**(¥500)となります。費用の納入は郵便振り込みか、県連盟に直接納入願います。